

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 3 日現在

機関番号：13501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730019

研究課題名(和文) 近現代中国憲法における「市民」の概念的・実態的検討

研究課題名(英文) "Citizen" in the Constitutional Laws of Modern China

研究代表者

石塚 迅 (ISHIZUKA, Jin)

山梨大学・総合研究部・准教授

研究者番号：00434233

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近現代中国憲法における「市民」について、概念面と実態面から解析する試みであった。すなわち、(1)近現代中国の憲法における権利・主権の享有主体たる臣民、国民、人民、公民といった諸概念の変遷・特質を比較憲法学的に考察する(「市民」の概念的検討)とともに、(2)今日の中国・台湾における「市民」の創出・生成状況を情報公開請求や請願(信訪)などの具体的事例を観察しつつ実証的に明らかにする(「市民」の実態的検討)ことを通じて、東アジア諸国において、立憲主義・民主主義を実現するための諸条件、あるいはそれらの実現を阻害している諸要因を探究した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I examined the meaning of "citizen" in the constitutional laws of Modern China conceptually and in reality. 1) Conceptually, I examined the changes and the characteristics of the use of the word, citizen, and its related words such as "subject", "nation", "people", and "citizen" on the constitutional laws of Modern China. 2) For actual circumstances, I studied the cases of information disclosures and the petitions in China and Taiwan. Through these examinations, I explored the conditions to realize constitutionalism and democracy in East Asian countries.

研究分野：比較憲法、現代中国法

キーワード：公法学 基礎法学 中国憲法 憲政 市民 言論の自由 情報公開 請願

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、a)中国の憲法・人権問題についての法律分野からの調査・研究が、従来その重要性が意識されつつも手薄であったこと、b)近年、立憲主義(憲政)という概念が中国の憲法・人権問題を研究するにあたり脚光を浴び始めており、現代中国の立憲主義を立体的に把握・理解する上で好機が到来していること、を主たる理由に、先行研究である若手研究(B)「中国における政治的権利・自由およびその保障のための制度的メカニズム」を立ち上げ研究を遂行してきた。すなわち、言論の自由をはじめとする政治的権利・自由について、それが中国国内においてどのように認識・把握されてきたのか、およびその保障のためにどのような制度的メカニズムが存在したまたは構想されてきたのか、の二点を検討・解析することを通じて、「中国・アジアにおける立憲主義の普遍性と特殊性(固有性)をどのように理解するか」という課題への接近を試みた。

文献・資料・法令・裁判例の分析、中国の立法・行政・司法機関への訪問調査、中国人憲法学者との研究交流等を通じて、a)中国の憲法学者は言論の自由の保障のための制度的メカニズムを構築するにあたり、司法権の独立および違憲審査制の確立に大きな期待を寄せているが、それらの実現にはなお様々な「障害」が存在すること、b)政治的権利・自由に関する考え方、およびその権利救済のための制度構想について、憲法学者と政府当局、憲法学者と一般大衆との間に認識のズレがみられること等が、知見として得られた。

この二つの知見が同時に先行研究の残された課題ともなった。すなわち、a)司法権の独立や違憲審査制の確立へ向けた期待は、立憲主義への傾斜を示すと同時に、民主主義への懐疑・警戒をも示すものである。こうした思想的・理論的傾向はどのようにして形成されてきたのか。今後の中国の政治的民主化の進展とどのような関係に立つのか。b)憲法学者が権利の司法的救済を重視しているのに対して、一般大衆は必ずしもそうではない。一般大衆は、立憲主義あるいは民主主義をどのように認識しているのか。一般大衆が司法的救済に期待を寄せない理由は何なのか。

立憲主義と民主主義との関係をどのように把握・理解するかは、理論的にも実践的にも憲法学においてきわめて重たい課題であり、日本内外の憲法学界においてこれまで様々な議論がなされてきた。立憲主義と民主主義とは相互補完的な関係に立つ一方、時として微妙な関係にも立つがその場合どちらを優先的に選択すべきなのか、両者は接合可能なのか、国家と個人の二極対立で立憲主義を把握・理解するのであれば公論・民意が生成する余地がなくなるのではないかと、等々(阪口正二郎『立憲主義と民主主義』(日本評論社、2001年)毛利透『表現の自由』(岩

波書店、2008年)等)。

研究代表者も、かかる憲法学の最新の動向を常に意識しつつ、研究を遂行してきたつもりである。しかしながら、先行研究では上述したような課題が残された。そこで、本研究では、憲法学の立憲主義と民主主義との関係をめぐる議論を引き続き全面的に動員しつつ、立憲主義と民主主義とをつなぐものとして、新たに「市民」を研究課題・対象として設定することにした。「市民」は、近現代中国憲法における権利・主権の享有主体を概念的に分析する際の、市民社会の担い手、立憲主義と民主主義とを架橋するものを実態的に分析する際のタームとして使用される。中国憲法における「市民」の概念的・実態的検討を通じて、中国の憲法状況の現在と今後、さらには、東アジアにおける立憲主義と民主主義の普遍性と特殊性(固有性)のさらなる解明に切りこんでいきたい。

2. 研究の目的

本研究は、近現代中国憲法における「市民」について、概念面と実態面から解析する研究の試みである。すなわち、近現代中国(清朝、中華民国、中華人民共和国)の憲法における権利・主権の享有主体たる臣民、国民、人民、公民といった諸概念の変遷・特質を比較憲法学的に考察する(「市民」の概念的検討)とともに、今日の中国・台湾における「市民」の創出・生成状況を情報公開請求や請願(信訪)などの具体的事例を観察しつつ実証的に明らかにする(「市民」の実態的検討)ことを目的とする。かかる研究を通じて、東アジア諸国において、立憲主義・民主主義を実現するための諸条件、あるいはそれらの実現を阻害している諸要因を探っていく。

(1)「市民」の概念的検討について

1908年9月に清朝により起草された『欽定憲法大綱』から、現行の『中華民国憲法』(1947年1月公布、現在も台湾においてその効力を維持)、『中華人民共和国憲法』(1982年12月公布)に至るまで、中国の憲法には権利・主権の享有主体として様々な語が記載されてきた。なぜ、そのような語が採用されたのか、について、文献・資料・法令・裁判例の収集および解読を通じて明らかにしていく。清朝や中華民国憲法の制定にあたっては日本や西欧諸国の憲法および憲法理論が、中華人民共和国の憲法の制定にあたっては社会主義諸国の憲法および憲法理論が、それぞれ参考にされたことから、憲法理論の継受、憲法用語の翻訳をめぐる問題についても意識する。

(2)「市民」の実態的検討について

中華人民共和国建国初期は、中国政府・共産党による政治的動員として、政治的権利が恒常的に行使されてきた。言論の自由は、国家権力に対する防御権ではなく、国家権力に

奉仕する政治的権利だったのである。今日も、中国では、そうした状況は依然として続いているものの、他方において、主体的な政治的権利の行使を試みる事例も現出してきた。他方、台湾は、1980年代後半から1990年代前半にかけて政治的民主化を実現したが、その際に中産階級が大きな役割を果たしたといわれる。本研究では、政治的動員による受動的な「大衆」が主体的に政治的な意思形成をなす「市民」となりうる（となりえた）事例を検討するために、情報公開請求と請願（中国語で信訪）に着目する。検討は、それらをめぐる立法の状況や裁判例等の分析、憲法・人権法学者、立法・司法実務者、弁護士等へのインタビュー等を通じて展開する。

3. 研究の方法

(1) 一次資料および二次資料の収集

まず、近現代中国憲法における権利・主権の享有主体たる諸概念およびそれに関連する理論と制度について、正確な理解を得ることが本研究の出発点となる。そのため、中国・台湾内外において、一次資料および二次資料（図書、雑誌、新聞、法律法規、裁判例（判例）、電磁的記録等）を全面的・網羅的に収集することを目指した。収集した文献・資料については、目録を作成し随時更新するようつとめた。

実際には、中華人民共和国国家図書館、清華大学法学院、中国社会科学院法学研究所、湖南大学法学院、長春理工大学法学院、北京三味書屋、中華民国国家図書館、世新大学法学院、台北教育大学等でこれを実施した。

(2) インタビューと国際的・学際的な研究交流

近現代中国憲法における「市民」の概念および実態について、中国・台湾の憲法学者がどのように理解、把握、評価しているかを知ることが、本研究にとって決定的に重要である。近現代中国憲法における権利の享有主体の諸概念の変遷と特質、「市民」概念の憲法的定位、現実社会における「市民」の創出・生成状況、情報公開や請願といった法制度と「市民」との関係等について、文献・資料の読解にとどまらず、直接、中国・台湾を訪れ、現地の憲法学者に積極的にインタビューを試み、これら問題に対する彼（女）らの理解、把握、評価を確認するようつとめた。

また、本研究においては、比較憲法学的視点・手法、学際的「対話」を重視している。それゆえ、日本国内および中国・台湾において、積極的に憲法学および他の学問分野の研究者と交流・意見交換を図り、資料・情報の入手につとめ、自身の研究の不足部分を補おうとした。比較においては、「タテ」の比較（清末・中華民国の「憲政」を研究する歴史学者・政治学者との交流）と「ヨコ」の比較（西欧諸国、(旧)社会主義諸国、アジア諸

国を研究対象とする憲法学者との交流)を強く意識し研究を遂行した。

(3) 研究成果の発信

適時、それら国内外における資料収集、実態調査および研究交流で得られた文献資料や情報を分析・整理した研究成果を学会・研究会等において報告し、研究者や一般市民の批判にさらしたい。その上で、本研究の研究成果を複数の学術論文として公表する。

また、アジア比較憲法研究の発展に寄与するために、中国・台湾においても、何らかの形で本研究の成果を公表することを目指す。

4. 研究成果

(1) 資料の収集と研究交流

研究期間中、日本国内および中国・台湾において、関連の文献・資料を収集し、憲法学者をはじめとする法学者や弁護士との研究交流を実施することができた。中国・台湾の法学者との交流の様子は、しばしばそれら研究者が所属する大学・研究所のHP等で紹介された。2014年7月には、中国政法大学軍事法研究所の李衛海副教授を山梨大学に招聘し、中国の市民生活と密接に関連する軍事法と治安法の概要および課題について、有益な資料および情報の提示を受けた。

後述するような中国の政治情勢の変化もあり、中国の一般「市民」に対する意識調査は十分になしえなかったが、2015年3月に、中国北京の初めての民営書店である三味書屋の書店主にインタビューできたことは、中国の市民的公共圏の現状と課題を考察するにあたり、きわめて有意義であった。

(2) 得られた知見と研究成果の発信

本研究により得られた主な知見は以下のとおりである。

第一に、先行科研（若手研究(B)「中国における政治的権利・自由およびその保障のための制度的メカニズム」)から一貫して頭を悩ませ続けているのが、中国において、「市民」を研究・議論することが、政治的「敏感性」を有していることである。「市民」という語は、「憲政」や「言論の自由」、「司法の独立」等といった語と並んで、現在、中国政府・共産党の敵視の対象となっている。中国政府・共産党は、近年、市民運動・社会運動に対する締め付けを強化し、2013年5月には、各大学に対して「市民社会」、「公民の権利」を含む7つの語について講義で教えてはならないという内部通知を発するまでに至っている。中国においては、たとえ「学術的」に「市民」をめぐる憲法問題を議論し現状の問題性を指摘することであっても、それは「政治的」に政治的多元化・民主化を要求することとしばしば同視されるのである。中国の憲法学者との研究交流、彼（女）らのインタビューの取扱いにかなり神経を使う。

第二に、中国の憲法学者の多くが、民主主義（民主）に懐疑のまなざしを向け立憲主義（憲政）の先行実現を主張している。この立場は、中国の近現代史の苦い経験をその背景としており一定の説得力を有しているが、他方で、一般大衆の現実の希求との間に溝が生じるといふジレンマも抱えている。中国の憲法学界が、「国家と個人の二極対立」を前提とする憲法像をあくまでも追求するのであれば、「市民」、「市民社会」、「市民的公共圏」といった概念は中国憲法学にその居場所を確保することはできないし、憲法学は現実の市民運動・社会運動に十分に貢献できないのではないかと研究代表者は考えている。この点については、中間成果として、石塚迅「政治的権利論からみた陳情」（毛里和子・松戸庸子編著『陳情 中国社会の底辺から』（東方書店、2012年））、石塚迅「岐路に立つ憲政主張」『現代中国研究』第31号（2012年10月）にまとめ、さらに、別の学術論文を準備している。

第三に、第二の点とも関連するが、憲法学者の間でも憲法観をめぐる分岐が顕著になりつつある。現行中国憲法には、立憲主義的な規定と半立憲主義的／反立憲主義的な規定とが並存している。この現行中国憲法をどのように評価するか、現行中国憲法をどのように立憲主義的憲法に転生させていくかをめぐって、様々な議論が展開されているのである。現在の中国の様々な人権問題が、「憲法があるにもかかわらず」起こるのか、「憲法があるがゆえに」起こるのか。「憲法を変える」ことで社会変革・社会改良を成し遂げるのか、「憲法を通じて」社会変革・社会改良を成し遂げるのか。これらの問いへの答えは、いずれも憲法学者がそれぞれイメージする憲法観に起因している。中国憲法学界の主流的観点は、現行憲法の不備を認識しつつも、憲法改正ではなく憲法解釈を通じて、憲法の「軽さ」を克服し憲法の権威を高めよう、というものである。この点については、石塚迅「中国憲法の改正、解釈、変遷」（北川秀樹・石塚迅・三村光弘・廣江倫子編集委員『現代中国法の発展と変容 西村幸次郎先生古稀記念論文集』（成文堂、2013年））で一定程度検討している。

（3）残された課題

本研究を終え、大きく浮上した論点が「憲法観」である。そもそも「憲法とは何か」、あるいは「憲法に何を期待するか」をめぐって、憲法学者相互の間、一般大衆と知識人との間、知識人と政府・共産党との間等々、様々なレベルでズレがあり、それぞれの「憲法観」が存在する。今後は、この「憲法観」の問題の解明に取り組んでいきたい。

現在、中国の憲法研究を取り巻く政治的環境は峻厳であり、実際の言論の自由の保障も今なお不十分である。そうした中で、日中比較憲法研究が果たして可能なのか、どのよう

にすれば可能なのか、今後は研究の方法論についても、よりいっそう探求していく必要がある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

石塚迅「憲法に埋め込まれた個人抑圧の論理」『中央公論』第128巻第12号（2013年11月）96-101頁、査読無。

石塚迅著／額尔敦畢力格訳「安全、安心与人権 日本の状況（邦題：安全・安心与人権 日本の状況）」（中国語論文）『東吳法学』2013年春季巻（総第26巻）（2013年8月）48-58頁、査読有。

石塚迅「岐路に立つ憲政主張」『現代中国研究』第31号（2012年10月）20-41頁、査読有。

石塚迅「久保亨・嵯峨隆編著『中華民国の憲政と独裁 1912-1949』（慶應義塾大学出版会、2011年）の書評」『アジア研究』第58巻第3号（2012年7月）86～90頁、査読無。

稲正樹・石塚迅著／李詩悦訳「從亜州視角来看日本の改憲和構造改革（邦題：アジアから見た日本の改憲・構造改革）」（中国語論文）『法治湖南与区域治理研究』第7巻（2012年5月）215-228頁、査読無。

〔学会発表〕（計3件）

石塚迅「国際人権条約と中国」現代中国法研究会第23回研究集会、シンポジウム「国際法が中国国内諸法に与えたインパクト」（2014年9月6日、愛知大学（愛知県名古屋市））。

石塚迅「人民代表大会の権限強化還是違憲審査機制的導入（邦題：人民代表大会の権限強化か違憲審査制の導入か）」（中国語報告）ワークショップ「中国代議政治百年 民意、選挙、体制 邦題：中国代議政治百年 民意、選挙、体制」（2014年7月26日、ホテル広島ガーデンパレス（広島県広島市））。

石塚迅「中国・南方週末事件からみた言論の自由と憲政」アジア政経学会2013年度全国大会、分科会4「アジア新興国における市民社会と言論」（2013年6月16日、立教大学（東京都））。

〔図書〕（計3件）

梅村卓・大野太幹・石塚迅・丸山綱二『中

国のメディアと東アジア知的共同空間』(文教大学出版事業部、2014年)全89頁(本人分担部分抽出不可能)(共著)。

石塚迅「中国憲法の改正、解釈、変遷」(北川秀樹・石塚迅・三村光弘・廣江倫子編集委員『現代中国法の発展と変容 西村幸次郎先生古稀記念論文集』(成文堂、2013年)163-190頁)全362頁(共編著)。

石塚迅「政治的権利論からみた陳情」(毛里和子・松戸庸子編著『陳情 中国社会の底辺から』(東方書店、2012年)65-94頁)全289頁(共著)。

〔その他〕

国立大学法人山梨大学研究者総覧:

http://erdb.yamanashi.ac.jp/rdb/A_DisplayDetail.Scholar

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石塚 迅 (ISHIZUKA, Jin)
山梨大学・総合研究部・准教授
研究者番号: 00434233

(2) 研究分担者

なし。

(3) 研究協力者

杜 鋼建 (DU, Gangjian)

周 永坤 (ZHOU, Yongkun)

林 来梵 (LIN, Laifan)

翟 国強 (ZHAI, Guoqiang)

李 衛海 (LI, Weihai)